

## 福岡市新歩行空間整備補助金交付要綱

### (通則)

第1条 福岡市新歩行空間整備補助金（以下、「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、土地所有者等の協力が得られる民有地を使用することにより、歩行空間を整備する事業（以下、「新歩行空間整備事業」という。）における、歩行空間内に存在する工作物等の移設（撤去・新設を含む。）及び撤去にかかる費用を補助することにより、生活道路における交通安全環境の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

(1) 歩行空間

市長が民有地を無償で借地し、歩行の用として一般市民に供する空間。

(2) 工作物等

歩行空間内に存在する塀、フェンス、看板等の工作物や、立木、又は歩行空間の地下に存在する水道管、污水管、ガス管等の埋設物、その他これらに類するものをいう。

### (補助対象事業)

第4条 補助金を交付する対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、歩行空間として利用するために市長と土地所有者が「土地使用に関する協定書」を締結した箇所に存在する工作物等を移設（撤去・新設を含む。）及び撤去する事業とする。

### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次の各号に定めるところによる。

(1) 工作物の移設

歩行空間内に存在する既設工作物を歩行空間外へ移設する費用。

(2) 立木の移植

歩行空間内に存在する立木を歩行空間外へ移植する費用。

(3) 工作物撤去・新設

工作物の移設が困難な時、既設工作物を撤去し、既設工作物と同等の工作物を新たに歩行空間外へ設置する費用。

(4) 埋設物の移設

歩行空間内に存在する埋設物を道路区域内と同じ基準の深さまで移設する費用。

(5) 工作物の撤去・立木の伐採

歩行空間内に存在する工作物の撤去及び立木の伐採に掛かる費用。

(工作物の撤去及び立木の伐採のみを行う場合、これらの価値に対する補償は行わない)

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費のうち、予算の範囲内で市長が決定し交付する。

(補助対象者)

第7条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者（以下、「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 工作物等の所有者であること。
- (2) 営利活動を目的としない団体であること。
- (3) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下、「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員もしくは暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 本市の市税を滞納していないこと。

(補助金交付申請)

第8条 補助対象者は、補助金交付申請書（様式第1号）を市長へ提出しなければならない。

- 2 工作物等の所有者と土地の所有者が異なる場合は、工作物等所有者と土地所有者双方で工作物等の移設（撤去・新設を含む。）及び撤去に関する協議を行い、合意の基に補助金交付申請を行うものとする。

(補助金交付額)

第9条 市長は第8条により提出された補助金交付申請について、適正な申請と認めるときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金交付についての決定及び補助金交付額を通知するものとする。

- 2 前項により通知する補助金交付を取り下げるときは、補助金交付の決定を受けた者が補助金交付申請取下書（様式第3号）を市長へ提出するものとする。

(補助金の請求)

第10条 第9条第1項により補助金交付の決定を受けた者は、工作物等の移設（撤去・新設を含む。）及び撤去の完了後、事業実績報告書（様式第4号）と共に請求書（様式第7号）を市長へ提出し、補助金の請求を行うものとする。

(補助金の交付)

第11条 市長は、第10条の報告及び請求を受けた場合は、事業実績調査確認書（様式第5号）により工作物等の移設（撤去・新設を含む。）及び撤去の完了を調査確認し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、事業補助金確定通知書（様式第6号）により補助対象者へ通知し、補助金を交付するものとする。

(返還命令)

第12条 偽りその他不正の手段により前条の補助金を受けた者がいるときは、市長は、当該補

助金の全部若しくは一部をその者から返還させることができる。

(適用除外)

第13条 この要綱の規定について、市長が適用を不相当と認める場合は適用しない。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(期間)

この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。